

## 令和 2 年度 第 1 回 滝沢市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和 2 年 6 月 8 日（月） 1 3 時 0 0 分から 1 3 時 3 5 分まで  
 2 場 所 滝沢市役所 4 階中会議室  
 3 出席者 1 5 名

区分		氏名	備考	
国 保 運 営 協 議 会 委 員	公益を代表する委員	会長	下田 富幸	
		委員	櫻小路 昭男	
		委員	上田 綾子	
	被保険者を代表する委員	委員	川邊 美恵子	
		委員	熊谷 トシ子	
		委員	田村 はる子	
	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	委員	高橋 邦尚	欠席
		委員	三浦 幹也	
		委員	大橋 正和	
被用者保険等保険者を代表する委員	委員	佐々木 誠		
滝 沢 市	滝沢市長	主濱 了	途中退席	
	健康福祉部長	丹野 宗浩		
	保険年金課長	田沼 政司		
	税務課長	藤島 紀子		
	収納課長	小笠原 直樹		
	保険年金課 主任主査	小峰 智紀		

- 4 傍聴人 なし

### 会議内容

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名人の指名  
上田委員と三浦委員を指名
- 5 議 事  
(1) 報告第 1 号

滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

発言者	発言内容
議長（会長）	それでは、議事に入ります。 はじめに、報告第 1 号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～

議長（会長）	<p>報告第1号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p> <p>質問、意見はございませんか？</p> <p>限度額の改定ですから、これについてはないと思いますが、よろしいですか。</p> <p>なければ、報告第1号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、報告案件でございますので、これで終了といたします。</p>
--------	--

(2) 議題第1号

滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

発言者	発言内容
議長（会長）	<p>次の案件に入ります。</p> <p>議題第1号「滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」議題と致します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	～資料に基づき説明を行う。説明内容は省略。～
議長（会長）	<p>議題第1号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p>
委員	<p>内容については問題ないのですが、対象者について給与、所得税法となると範囲がどの辺になるかという感じがあるので、今説明する必要はありませんが、対象になるかならないか疑問が起こらないような決め方をしてもらえればいいのかというところを確認したいと思います。</p>
事務局	<p>表現につきましては、国から来ているものをそのまま書いており、一部誤解を招きやすい表現はありますが、直してはいません。たまたま県内では感染者が発生していないものですから、うちも吟味していない部分もありますが、あくまでも給料をもらっている本人がコロナに感染して休んだ方ということと、はっきり感染が分からなくてもほぼ感染したと見て間違いない方も見るということになっていて、その方の判断については国から指示がありましてPCR検査等を受けているかを確認しなさいとあるため、ある程度厳密に対象者が絞り込まれているのかなと考えております。</p>
議長（会長）	いいですか。
委員	やると深くなってしまうので、やめときます。
議長（会長）	<p>ほかにございますか。</p> <p>被用者というのも曖昧で、どうしたらいいのかというのがあるけれど、具体的に出てきたときに事務局が検討するというのでいいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議題第1号「滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。</p>

	<p>～「異議なし」の声～</p> <p>それでは、議題第1号「滝沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、異議無いものとして答申することと致します。</p>
--	---

(2) 議題第2号

滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

発言者	発言内容
議長（会長）	<p>次の案件に入ります。</p> <p>議題第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>～資料に基づき説明。説明内容は省略。～</p>
議長（会長）	<p>議題第2号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p> <p>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額について、3, 320円を3, 220円とあって100円の違いだけど、これはいつの改正なのか？</p>
事務局	<p>改正自体は平成20年で、村から市に移行する時に「滝沢市国民健康保険税条例」を単独で制定したのですが、その時も気づかずにそのままにしていました。平成20年の段階では滝沢市税条例という形で国保だけの条例ではなくて、市税条例の中に国民健康保険税がありました。</p>
議長（会長）	<p>平成20年に変えているのに、条例に載った金額以内に徴収しているわけですよね。こちらの立場から言うとおかしいと思う。それなりに点検をしてもらわないようにいけないけど、10年以上も分からなかったというのもどうなのかと。100円の違いは正しくやって実害はないとは言ったものの、条例には違反しているわけですよね。条例として公布しているわけだから。今まで監査人とかから指摘は無かったのかな。これはこの通り直さないといけないけれど、チェックとか担当者任せにするのではなくチェック体制をとってやっていくようにしないと、こういうことが出る可能性はあるから今後の課題として、10何年もほったらかしというのがないようにしないといけないな。</p> <p>他にありませんか？</p> <p>なければ、議題第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。</p> <p>～「異議なし」の声～</p> <p>それでは、議題第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、異議無いものとして答申することと致します。</p>

(3) 議題第3号

令和2年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

発言者	発言内容
議長（会長）	次の案件に入ります。 議題第3号「令和2年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長（会長）	議題第3号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。 質問、意見はございませんか？ 傷病手当金について、15万円が4件とか、10万円が6件とか根拠はあるのかな？
委員	何人が該当するのかなと思いました。
事務局	先ほども申し上げたとおり、実際にコロナウイルスに感染したうえで働けない期間があつて給与が出なかった分を補填するお金なので、感染者がなければ基本的には支払いは出てきません。
委員	数字を出したということは、何人くらいいるだろうということを出していると思うんだけど。
事務局	算出根拠は県からは示されておりますけれど、被保険者数とかをパーセンテージで出しているの、具体的に何人発生するという計算方法ではないです。
委員	ずいぶん少ない金額だなと感じました。
議長（会長）	ほかにございませんか？ なければ、議題第3号「令和2年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。 ～「異議なし」の声～ それでは、議題第3号「令和2年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、異議無いものとして答申することと致します。 以上で議事を終了いたします。ありがとうございました。

6 その他  
なし

7 閉 会

令和2年 月 日

この会議録が正確であることを認め、ここに署名捺印します。

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人（委員） \_\_\_\_\_

議事録署名人（委員） \_\_\_\_\_